

V 日弁連の関係団体・外郭団体等

1 日本弁護士政治連盟

日本弁護士政治連盟(以下「弁政連」という。)は、1959年に、弁護士の政治力を結集して弁護士会の諸課題を実現するための政治活動を展開することを目的として、日弁連から独立した別組織として設立された。現在の目的事項は、「日本弁護士連合会及び弁護士会の目的を達成するために必要な政治活動及び政治制度の研究を行うこと」(弁政連規約第3条)と定められている。

直近10年間において特筆すべきは、弁政連が、日弁連と各政党の国会議員とを橋渡しすることで、立法要請活動が促進されるようになってきたことである。例えば、司法修習生に対する経済的支援や国選弁護報酬の増額、原発損害賠償請求時効特例法等の実現も、弁政連が地道に培ってきた、議員との関係があってこそ実現したものである。

弁政連の重要な活動の一つとして国政選挙における候補者の推薦があるが、弁政連の推薦議員は2019年3月現在で220名(衆議院166名、参議院54名)であり、弁護士議員は36名(衆議院23名、参議院13名)となっている。各党の幹部である弁護士議員も多く、弁政連が築き上げてきた日弁連・弁護士会と議員との関係が、立法要請活動の大きな助けとなっている。

今後は、支部未設置地域の解消と会員拡大の促進に取り組みながら、「法の担い手」である弁護士と「法の創り手」である国会の「かけ橋」として、国民の視点に立って更に積極的に活動を展開していくことが期待される。

2 公益財団法人 日弁連法務研究財団

日弁連法務研究財団は、法律実務の研修・法及び司法制度の研究・法情報の収集と提供を目的とする公益財団法人である。同財団は、1998年4月、日弁連・公認会計士協会・税理士会・弁理士会・司法書士会など関係団体の協力により設立され、その後、2010年10月に公益認定を受け、公益財団法人となっている。

財団設立から2019年3月までの間の研究課題

は、のべ145件に至っている。財団では、研究成果の公表のため紀要『法と実務』や『J L F 叢書』を公刊しているほか、司法制度・弁護士論に関する古典的文献を復刻する『J L F 選書』も公刊している。さらに、『J L F NEWS』の発行や『法務速報』の配信による法情報の提供を行っている。

また、財団では、各種の資格付与・能力担保研修等の教材作成等を受託しているほか、弁護士を対象とする法務研修、専門家養成研修に加え、法科大学院の認証評価等の事業も行っている。

3 公益社団法人 日本仲裁人協会

同協会の設立の経緯は1999年に設置された日弁連、日本商事仲裁協会、日本海運集会所、日本弁理士会、法務省、経産省、国交省、有識者を構成メンバーとする「国際仲裁連絡協議会」に遡る。同協議会において、仲裁人・調停人の養成・研修機関の設置の必要性が検討された結果「日本仲裁人協会」が発足した。2005年12月5日には、法務省の許可を得て、「社団法人日本仲裁人協会」として設立され、その後、内閣府の認可を受け、2014年1月6日に公益社団法人に移行した。協会の設立経過と趣旨に鑑み、2003年から協会事務局を日弁連内に置き、諸事務の業務を日弁連が受託している。

協会は、仲裁、調停等の裁判外紛争解決手段(A D R)に関する実務・法律の研究及び仲裁、A D Rの普及・啓発並びに実務家、研究者、その他仲裁又はA D Rに関心を有する者相互の協力を促進し、併せて仲裁人、調停人、その他仲裁又はA D R関係者の養成・研修を図ることを目的としている。

会員数は、2019年3月1日現在で424名(個人会員419名、法人会員3名、賛助会員1名、名誉会員1名)である。本部は東京の弁護士会館内にあり、関西支部が大阪弁護士会内に、中部支部が愛知県弁護士会内にある。役員は、理事長、副理事長のほか、常務理事6名、理事17名、監事2名である。

毎年、仲裁人・調停人の養成のための講座、研修、セミナーを多数実施し、A D Rの普及・啓発のための国際シンポジウムも開催している。

日本には、国際仲裁の審問のための専門施設がなく、シンガポール、香港、韓国に国際仲裁の件数で

大きく水をあけられている。この事態を打開すべく、2018年2月、協会の会員が中心となり、一般社団法人日本国際紛争解決センターを設立し、同年5月には日本で最初の国際仲裁のための審問施設の提供を、大阪中之島において開始した。オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に、国際都市東京での審問施設の設置を目指して活動している。また、2018年11月20日、協会は京都国際調停センターを設立し、国際調停の実施を先導する役割も担うこととなった。

これらの仲裁・調停施設の設置・充実により、将来、日本はアジアにおける国際仲裁・調停の一大拠点となることが期待される。中小企業を含めた日本企業の海外進出が進む中、紛争解決手段として国際仲裁・国際調停が選択され、日本での仲裁・調停の実施が増えるならば、それを担う人材育成は急務であり、協会に期待される役割はこれまで以上に大きくなるであろう。

4 日本弁護士国民年金基金

1991年8月1日付けをもって当時の厚生大臣の認可を得て発足した。国民年金第1号被保険者である弁護士と弁護士業務補助者のための国民年金(基礎年金)の上乗せ年金であり、国民年金法に基づく公的な年金制度である。

当基金は、加入員に対し、老齢及び死亡について給付を行うことにより、弁護士の健全な生活の維持及び向上に寄与することを目的として事業運営を行っている。基金の年金は、口数制積立方式であり、毎月定額の掛金を積立てて、1口当たりを設定された定額の年金額を受給する仕組みとなっている。基本は終身年金である。

当基金の掛金の運用は、従前、1口目の掛金額相当分は、省令等に基づき国民年金基金連合会が行う共同運用にて運用し、2口目以降の掛金相当分は、当基金が選任した運用受託機関(信託銀行3社及び生命保険会社1社)に委託して自主運用していた。しかし、その後、運用の困難性やより効果的な運用収益方策の確保の観点から2口目以降の掛金の運用の在り方を検討した結果、2017年4月からは、それまでの自主運用を転換し、2口目以降についても、

国民年金基金連合会の共同運用事業に参加することとして同連合会に運用を委託している。

なお、全国に72あった国民年金基金は、法律改正により、地域型及び一部の職能型基金は財政基盤の強化及び運用の合理化の観点から、2019年4月に全国国民年金基金として合併が予定されている。しかし、当基金については、独立基金として維持していくことに問題がないことが財政検証により確認できており、2016年の代議員会において、今後も独立基金として維持していくことが決定されている。

5 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターは、1967年、日弁連を設立母体に財団法人として設立され、2012年には公益認定を受け公益財団法人に移行した。センターの理事長は日弁連会長が兼任している。

センターの主な事業は、①相談事業、②示談あっ旋・審査事業、③調査・研究事業である。

直近10年の特筆すべき事項は、2012年に全国統一番号のナビダイヤル回線による月1回の一斉電話相談(通常より受付時間や対応人数を拡大して実施)を開始し、2013年にこのナビダイヤル回線を平日の電話相談にも導入する等、弁護士による無料相談の利便性向上を図り、利用者のニーズに対応しつつ相談事業を展開してきたことが挙げられる。

今後は、自動車に関する技術の進歩等に対応して、交通事故被害者等の救済に関する公益事業をどのように展開していくかが重要課題となろう。

6 日本知的財産仲裁センター

日本知的財産仲裁センター(以下「センター」という。)は、1998年に当連合会と日本弁理士会との設立協定に基づき、特許権等の知的財産をめぐる紛争解決のためのADR事業として発足し、2012年に法務大臣の認証を取得したADR機関である。2019年3月現在、弁護士及び弁理士である8名の役員と弁護士25名及び弁理士23名を運営委員(うち、5名は役員を兼務)とする運営委員会により運営されており、東京本部のほか、大阪及び名古屋に支部を置きその他の全高裁所在地に支所を設けている。

センターの取扱業務は、相談・調停・仲裁・JPドメイン名紛争処理(登録商標等が他人により不正目的でJPドメイン名として登録された場合などのJPドメイン名に関する紛争処理)・センター判定(特許に無効事由があるかどうかの判定)・センター必須判定(パテントプールに加入できる必須特許であるかどうかの判定)・事業適合性判定(事業実施について既存の特許権等の抵触関係の有無を判定)・事業適合性判定(事業に対する複数特許間の貢献度を判定)である。

2018年度・2019年度総次長室